

環境倫理学の直面する課題

加藤尚武



一、環境倫理学は「個人の心がけの改善」に役立つか

環境と資源の問題が、思想的な意味をもつのは、その問題が「自由」を犠牲にしてしか解決されないという可能性を含んでいるからである。地球全体で利用できるエネルギーの総量、廃棄できる物質の総量が規定されているとしよう。あらゆる産業と経済を計画的に運営する必要が生まれるだろう。社会主義とともに葬られたはずの「計画経済」を世界的な規模で実現しなくてはならない。

「自由」にとって、これほどの脅威はない。幸いに人々は社会主義が崩壊したので、「自由」は人類に残された唯一の選択だと信じている。F・フクヤマの『歴史の終わり』が典型的だが、多くの人々にとって、現代は「自由」の終わりを意味する時代ではない。フクヤマが語っているのは、全世界の自由主義経済化によって歴史が完成するという見通しである。その背後にあるのは、社会主義経済から自由主義経済に転換する以外には経済成長を達成する道がないという現実である。

もともとマルクス主義は、生産力の飛躍的發展を達成

するためには資本主義社会を否定しなければならぬという主張だった。だから、社会主義の自由主義への転換は、生産力の発展をはかるという初志貫徹だとも言える。しかし、経済成長という世俗的・物質的な繁栄にあらゆる国が成功するとしたら、資源の枯渇と環境の破壊も急速に進むに違いない。

全世界的な計画経済化が不可能だとしたら、人間は資源を奪い合って殺し合いを演ずるかもしれない。環境の汚染を「君がするなら俺もする」と競うようにして、未来の人類の生存条件を奪うかもしれない。人間が殺し合いをして、地球人口が二〇億人以下に減少するならば、環境問題は自動的に解決すると考えている人もいる。

私はその「解決」を信じていない。いったん二〇億人に減少した人類が、再び人口増大と環境破壊を繰り返さないという保証はない。「自然に行き着くところに行くしかない」という一種の現実主義は、未来の人類の生存条件が、最悪の線でしか保証されないことを、「やむをえない帰結」として受け入れる結果になる。その前に人間としてすべきことはないのか。

環境倫理学の課題は、カタストローフを伴わない解決への道を発見することである。倫理学は、「可能なもののなかの最善を選択する方法論だ」と言ってもよい。しかし、「環境倫理学」という言葉を聞いて、そのなかの「倫理学」という部分に新しさを感じたという人と、古さを感じたという人がいる。

日本では「倫理学」という言葉を聞くたびに、きれいにゴッホのタテマエを「錦の御旗」にする一方的な押し付けという印象をもつ人が多い。儒教の道学者の印象が「倫理学」につきまとっている。本当は、倫理学は可能性のなかの選択の幅を決めるシステムである。技術が人間の可能性を拡張すれば、かならずその一部は倫理的規制の対象になる。危険な飛行機を作るな、身体をむしろ化学薬品を海や空に出すなというのは、みな倫理的規制である。倫理学なしには、技術の生き延びる道がない。

「倫理学」という言葉に新しさを感じたという人の判断はこうである。「地球の環境問題は従来の生活感覚を根本から変えていかなければ解決しない。使い捨て、自然破壊も個人の権利だ」という態度は、個人主義から生

まれてくる。しかし、個人主義を抑えるのに、頭ごなしに抑制するのはまずい。結局は個人の倫理的自覚を促さなくてはならない。だから環境倫理学が必要だ。「自由を尊重するためには規制が、自発的という意味で「倫理的」でなければならない。

古さを感じたという人の心には、個人の自由を押さえつける要素が増えて欲しくないという感情がある。「環境問題の解決は、まず技術的に打開の道を切り開いて、自由な経済活動を生かして環境対策に実りがあるようにしなくてはならない。例えば自動車の排気ガスの規制を強めたことで、日本の自動車産業が国際競争力を高めたように、技術と経済によって解決すべきである。環境問題は、個人の心がけで解決できるような生やさしい問題ではないし、環境を口実として個人の自由を制限することとは避けた方がいい。」

どちらの人も環境問題に自由への脅威を見込んでいる。そして倫理学を自由の味方だと思う人と、倫理学を自由の敵だと見なす人が対立している。しかし、本当はどちらも間違っている。それは倫理学を「個人の心がけ

を改善する方法」だと考えているからである。儒教もキリスト教も、倫理的には「個人の心がけを改善する方法」という役割を担ってきた。近代的な倫理学が、生き延びてきたのも実は「カントの倫理学」も、実存主義も、みな「個人の心がけを改善する方法」だと誤解されたからだ。

「個人の心がけを改善する方法」としての倫理学は、つねに正しく、つねに間違っている。なぜ「つねに正しい」といえるかといえば、「個人がもっとよい心がけをもつべきだ」という主張はつねに正しいからだ。しかし、それが同時に「つねに間違っている」のは、そのような改善が成功するためには、あらかじめ個人の内面に「良心」という、つねに最善の心がけを目指す精神が内在している場合に限られるからだ。

「個人の心がけを改善する方法」としての倫理学は、故障していないシステムは修理することができず、故障したシステムを修理することはできない。修理することができないからといって「改善されるべきである」という主張が間違になるわけではない。この種の倫理学

は正しいけれど、存在する意味がない。

環境問題を法と制度の面からカバーしようとする、どうしても従来の倫理では間に合わないということが見えてくる。ところが日本では、倫理とは心がけの改善方法である。倫理学は必需品ではなくて、理想に近づいためのオプション、つまり現実につけ加えられるおまけだと思われている。

政治倫理というのは、法律で取り締まるまえに政党間の自主規制で政治浄化を達成する試みであると見なされる。倫理学は政治浄化の法律や制度を制定する前提とはみなされない。

放送倫理や、出版倫理というのは、法的に規制すべきではないが、制作者が自主的にまもる基準だと見なされている。違反しても処罰はされない。

日本で通用している代表的な「倫理学」という観念の内容を列挙すると、「立派な心がけ」という面が強く浮かび上がってくる。

①法律や制度は多数決によって決定されるのだから、多数決の範囲を決めることはできない。法律上の処罰に依

存しないで、自覚にもとづく自発的行為が倫理学の対象になる。

②倫理問題では、個人の価値観は違うのだから強制はできない。

③行為は、動機が純粋でないと倫理的とはいえない。

④エゴイズムを否定することが倫理的態度である。

本当の倫理学の範囲はもっと広い。上に列挙した条項について、倫理学側からの正式回答を出してみよう。

①権利という形で多数決の可能な範囲を決めておかないと、法律や制度は多数決によっては決定できなくなる。

②法律上の処罰の範囲を決めないと、自覚にもとづく自発的行為の領域も決まらない。

③法と制度の前提となる倫理問題では、個人の価値観の違いを前提にして、強制の範囲を決定しなければならぬ。

④行為は、結果が無害であれば正当であり、動機の純粋さは客観的評価の対象とならない。

⑤エゴイズムの許容限度を決定することが倫理学の課題である。

結局は、強制の範囲を決めることが倫理学の最大の課題であるということになる。しかし、できるだけ個人の自由を尊重しなければならない。その点では、倫理学の目的は個人のエゴイズムを保護することだと言ってもいい。「倫理的「エゴイズムの否定」という観念は根本から間違っている。

自動車、クーラー、電灯の味を覚えた人類が、その便利で快適な道具をすすんで捨てることはできないから、結局、人類は環境問題を叫ぶだけ叫んでも解決しないという人がいる。人間のエゴイズムや、快適さへの欲求は絶対に抑えられないのだから、それを抑えようとする倫理的努力は無駄だというわけだ。人間について甘い見方をするなど現実主義者は忠告する。この現実主義者は、「倫理的「エゴイズムの否定」という観念にしがみついている。

これに対して倫理学としての功利主義は、エゴイズムの肯定を前提としているが、法律制定の方法論という性格をもっている。ミルの「自由論」は、今日では、「自由主義倫理学」の原典となっているが、そこで規定され

でなければならない。

環境倫理学は、システム論の領域に属するもので、環境問題を解決するための法律や制度などすべての取り決めの基礎的な前提を明らかにする。

二、環境倫理学は自由主義と両立するか

環境倫理学の原則を一言でいうと、つぎのようになる。

①地球の生態系という有限空間では、原則としてすべての行為は他者への危害の可能性を持つので、倫理的統制の下におかれ、②未来の世代の生存条件を保証するという責任が現在の世代にある以上、③資源、環境、生物種、生態系など未来世代の利害に関係するものについては、人間は自己の現在の生活を犠牲にしても、保存の完全義務を負う。

環境倫理学の第一原理は有限主義である。これと反対に無限主義の立場もある。空間と資源は非常に大量に、しかも無料で利用することができるので、建前上は無限に与えられているとみなしてよいというのだ。私が一トンの金を掘り出しても、それは無限分の一だから、ゼロ

ているのは、「法律などの公共的な制度が個人の自由を制限してもいい限度」である。功利主義は、肯定形で語られた自由主義であり、自由主義は否定形で語られた功利主義である。

倫理学は、もっとも広い意味では、「最善の選択を可能にする方法論」と言えるだろうが、そのなかには狭い意味での、「明文化された文書にもとづく法律や制度だけでなく、権利概念、慣習など、必ずしも明文化されていないルールやシステムも含めて、社会的な規制の根拠を明らかにする方法論」という意味が含まれている。これはシステム論としての倫理学と呼んでいいだろう。

倫理学は、多数決制度が行なわれている世界では、必需品である。たとえば人口九〇%のセルビア人は、人口一〇%のイスラム系住民を強制収容所に入れる権利をもつのかどうか。多数決の有効な限界を権利という形で決めておかなければ、多数決制度は多数者が少数者を奴隷化する可能性をもつことになる。しかし、多数決の限界を多数決で決めることはできない。倫理学は法律と制度を決める場合の前提を明らかにしようとするシステム論

に等しい。私が一トンの放射性廃棄物を海に捨てても、それは無限分の一だから、ゼロに等しい。近代の経済学と所有権理論の前提はこのような無限主義だった。無限主義の前提があれば、そこから自由主義を導き出すことができる。

自由主義は、要約するとつぎのように表現される。

①判断能力をもつ成人は、②自己の生命を含めて、あらゆる「自分のもの」について、③他者に危害を加えない限りで、④たとえ結果として当人の不利益になる場合でも、⑤自己決定の権利をもつ。たとえば、大人が宗教上の理由で輸血を拒否するなら、それが当人の不利益になることがはつきりしている場合でも、その拒否権を尊重するという考え方だ。その中心にあるのは「他者危害排除の原則」である。要するに他人に迷惑をかけない限度内ならば、個人は何をしてもいいというのが、自由主義の原理である。

私が一トンの金を掘り出して、それが地球に埋蔵されている一〇〇分の一だとしても、ゼロに等しくはない。私が一トンの放射性廃棄物を海に捨てて、それが地球に

現存する放射能の一〇〇分の一だとしても、ゼロに等しくはない。煙草を吸ったときにも、他者危害は発生する。有限主義の前提ではどんな行為でも、他者危害を必ず引き起こす。だから、自由主義の原則に一致するような行為は何もないという結論になる。

私が『環境倫理学のすすめ』で、生命倫理学と環境倫理学は根本的に対立関係にあると主張したことに対して、多くの人が反論を述べた。そのもつともすぐれた形では、こうなる。――①個的生命と全体的生命とは、マクロコスモスとミクロコスモスのように調和的なモデルでとらえることができる。②したがって、生命倫理学と環境倫理学とを対立関係でとらえる必要はない。③しかも、欧米の学者でこの両者が対立関係にあると述べた者はいない。

③の論点から批判するのが、たやすい。この両者が対立関係であることを、表だって述べる人は少ないかも知れないが、多くのテキストは、この対立関係を当然のことと見なしている。特に生存権の範囲という問題では、正面から対立していると言ってもいい。

問題は、自由主義を救うべきかどうかである。地球全体のエネルギー消費規模を制限しながら、個人の自由を拡張し、個人の権利擁護をもっと強めるという実現困難な課題の達成を目指すかどうかである。全体を拡張することによって個の領分を拡張することが、近代化の意味だった。全体の利益を守るために個人の権利を制限することが正当化されるというのが、全体主義的な「近代の超克」だった。全体の制限が必要であるとしても、個人の自由の拡張をとどめることはできないから、カーストローフに委ねる以外には手がないというのが、非常に多くの現実主義者の諦念である。

喫煙を例にとる。自由主義の原則では、喫煙は自分を害することはあっても他者を害することはないから、他者危害排除の原則にしたがって、喫煙は個人の権利であると主張される。もちろん、自発的禁煙はこの権利に含まれる。また、微量の害が他者に及ぶとしても、それは相互の許容限界内であるとみなされる。環境倫理学の立場では、喫煙は他者危害排除の原則に違反する。したがって、喫煙は個人には許されない。

生命倫理学は、生命の存在論を前提とする倫理学ではない。それは個人主義的自由主義の生命問題への適用という性格のものであって、生命倫理学の基礎原理は「自己決定権」論にあるが、環境破壊は自己決定権の行使によってもたらされたのである。現実の生命倫理学の状況とは、まったく無関係に「個的生命と全体的生命とは、マクロコスモスとミクロコスモスのように調和的なモデルでとらえることができるから、生命倫理学と環境倫理学とは総合できる」などとは言えない。

生存権の範囲をどこに置くか。自己決定を究極の根拠と見なすか。他者危害排除の原則を実行可能と見るかどうか。

このような点で、現実に深刻な対立問題が存在するにもかかわらず、そのような問題についての解決案を提示することなしに、ただ「個的生命と全体的生命」というような一般的な図式を振り所に、「生命倫理学と環境倫理学の統一」を主張するのは、要するに素人考えである。素朴な倫理的システムにまで作り上げられていないイメージを振り所に語っているにすぎない。

ここで喫煙に対する個人の権利を守ろうとするならば、他者危害排除の原則にしたがって喫煙の非喫煙者への害を許容限度以内に抑えなくてはならない。強力な空気浄化装置を作ってその費用を喫煙者が支払うという方式を考えると、これは他者危害排除の原則を廃棄しないで、すなわち自由主義の原則をそのまま保存して、個人の権利を認める仕方になる。個人の権利と全体の調整は両立できないとか、個的生命と全体的生命は調和するはずだとかの、一般論ではなくて、自由主義を守る方法を示さなくてはならない。

三、世代間責任の倫理学は可能か

環境倫理学の第二の原理は、世代間の責任倫理主義である。環境を破壊するとか、資源を枯渇させてしまふとかという行為は、現在の世代が未来の世代の生存可能性を破壊するという時間差の構造をもっている。通時的構造といってよい。ところが近代倫理は、個人と個人が合意したことがらは、有効な決定であり、拘束力を発揮するという建前になっている。たとえば「婚姻は両性の合

意のみに基づいて成立し……」と日本国憲法に書いてある。古い世代は新しい世代に干渉するなという立場が近代主義にあった。つまり過去の世代が現在の世代を拘束しないようにするには、有効な決定を同一世代の相互的合意にだけ認めるという建前が採用された。共時的構造といつてよい。ところがこの建前では、現在世代の未来世代への犯罪が見落とされてしまう。

環境破壊、資源枯渇は現在の世代の未来の世代への通時型の犯罪である。ところが、近代の倫理的システムは、同意、決定、制裁のすべてが共時型になっていて、通時型犯罪をチェックするシステムが欠落している。

一〇〇人の人がいて、たとえば全員がエイズにかかされている。その内で一〇人が黒人であり、その黒人の生命を犠牲にすれば残る九〇人の命が救われるとする。「九〇人を救うために一〇人を犠牲にする法案」が、その一〇〇人の世界に上程されたら、九〇%の支持を得て可決されるだろう。

しかし、未来の世代の全員を犠牲にしても現在の世代の繁栄が確保されるべきだという提案がされたときに、

ムは、過去の世代の発言権を封じるという口実で未来の世代を排除することに成功してしまった。

現在世代の未来世代への犯罪が、ゼロと見なしてよいほど小規模であった時までは、このシステムはうまく機能した。ところが環境破壊と資源枯渇については、人類の滅亡という最悪の結果を引き起こすという役割を演じかねない。

「そうだ、しかし」という人がある。「しかし、現在の世代が未来の世代の生存に責任を持つとしても、その事自体は現在の世代の同意によってしか実行できないだろう」というのだ。通時型の倫理でさえも、共時型の枠組みの中でしか実現できない。だから、共時型の倫理の克服は不可能なのだ。

このような反論に直面したとき、世代間倫理の主張者は、たいていは「でも、あと四〇年で資源が枯渇するとしたら、あなたの子どもさんは、自動車もクーラーも使えない。超高層ビルが廃虚になる。それでもいいんですか」と感情に訴える反論をするだろう。この感情論は、世代間責任を近未来の人間に接近させて、実質的に共時

それは一〇%の国民を犠牲にするよりもっと悪質な内容だろうが、しかし、全員が賛成するだろう。化石エネルギーはあと一五〇年以内に枯渇することが分かっているが、現在の世代はそれをやめようとはしない。放射性廃棄物で半減期が、数百年から二億年に及ぶようなものを、地下に密封廃棄しようとしているが、誰も反対しないかもしれない。

決定システムというのは、本来、利害関係者と決定参加者の一致という原則が満たされたときに比較的良好に運用されるという特質をもつようだ。国王が市民に対して一方的な課税の権利を持つことは、課税についての決定の参加者と利害関係者がまったく一致しないという事態である。だから市民の決定を経ないで課税してはならないという原理が確立された。

政治的決定から、女性を排除したり、黒人を排除したり、所得の一定限度に満たない人々を排除することが、「悪い」と見なされたのも、決定システムというのが、利害関係者と決定参加者の一致という原則を焦点として収斂するものだからだろう。しかし、近代的決定システ

型に近づけるといふ効果をもっている。すなわち、通時型と共時型は、決定のモデルではあるが、利害の現実には通時性があることを指摘している。

この感情論のもう一つの側面は、家族の倫理的関係である。家族の中では、親が子どもという未来世代の生存条件と利益を確保しようとすることは、当然である。つまり、世代間倫理は、家族の中では存続している。通時型倫理は家族にあり、共時型倫理は市民社会にある。市民社会の倫理は家族の倫理と相互補完的な構造を保っていったときに有効に機能するものであって、共時型倫理のみが社会的に有効な決定システムになるという形で自己完結的なものに変容したとき、市民倫理は有効な機能を失ってしまう。

問題は自立不可能な市民倫理が自立してしまったという点にある。西欧社会は、この市民倫理の自立化という路線を進んでいる。むしろ、家族倫理との補完性の回復というのが、正しい路線なのではないか。これは近代の市民倫理を克服して（近代の超克）、家族倫理の国家主義化を達成するという路線とはまったく違う。

四、生存権の範囲は拡張できるか

環境倫理学の第三の原理は、人間以外の領域に人間の義務を拡張する自然保護主義である。生物種、生態系については、人間は個人の生存を犠牲にしても、保存の完全義務を負う。近代主義の倫理では、法と制度が保護する対象は、結局は人間個人、すなわち人格だった。人格だけが究極の権利をもっている。そして、その人格に所有権があるという構造である。だから「あらゆる自分のものについて、自己決定の権利をもつ」という原則が認められていた。

実は自然物だけでなく、埋蔵文化財なども、法的な保護の対象になってきた。たとえばビルを建てようとしたら、地下から奈良時代の遺跡が出てきたとする。建築工事よりも文化財の保護の方が優先権をもつ。個人の自己決定権がすでに制限されていることになる。現在の人間の生活と過去の保存とどちらが大事かというような議論になるが、これは、鯨の保護論と似ている。

ブラジルの地球サミットが終わった後で開かれた世界

捕鯨会議は、決裂の寸前まで行った。

「鯨は一頭もとるな」という主張は、鯨は高級な知能をもった動物だから、人間と同じような生存権を持つという「生存権の能力主義」である。この場合には、保護の対象は個体としての鯨である。

「鯨を絶滅させてはならない」という主張は、生物の種を保存せよという主張である。この場合には、絶滅しないように捕獲することは許される。個体としての鯨に生存権があるのではなくて、種の保存に人類としての責任があるという考え方になる。

いまずぐ実効性のある対策を立てなければならぬのは、鯨だけではない。ナイロビの国連環境計画UNEPで行なわれた「生物学的多様性保護条約」交渉をめぐる問題である。条約は採択されたが、生態系保護区を指定する「グローバル・リスト」条項が削除された。ここでも開発途上国が、露骨に言えば自然破壊をする「国家としての主権」的権利を主張している。①森林利用についての規制に途上国が反対、②遺伝子資源の「国家主権に属する資源」という規定にアメリカが反対という状況で

ある。

種の保存は人類の義務だが、個体の保護は個人の善意にまかせるべきで、他人に強制できないというのが、大筋でもっとも正しい考え方だろう。逆に人間以外の生物に個体レベルで生存権を認めると、たとえば知能の高いチンパンジーの生存がアルツハイマー病の患者よりも優先するとか、移植臓器が不足したら知能指数の高い人に与えるべきだとか、人間の生存権に差別が持ち込まれてしまう。この差別を避けるには、人間は全ての個体に、他の生物は種に生存権を与えるという基準がどうしても必要になる。

これは森の木は、たくさんあるなら少しは切っていいという常識をもっと学問的に裏付けて基準にしたものである。

種の保存の理由として、第一に、たとえ現在では人間の役に立たない生物でもいつかは役立つようになるかもしれないから、あらゆる生物の種を絶滅から救わなくてはならないという主張がある。これは将来の可能的利用のための保存という考え方である。将来の利用主義と言

つてよい。

第二に、ある生物種が絶滅するということは、人間自身の生存条件が危険に瀕しているという意味だから、種を救うことによって人間は自分自身を救うという主張がある。私は、これをカナリヤ主義と呼ぶ。炭坑で働く人が有毒ガスの危険を早く知るためにカナリヤを連れて坑道に入ると似た考え方だからである。

第三に、人間にとって利益になるか、ならないかを度外視して、あらゆる生物の種を保護すべきだという主張がある。将来の利用の当てもないし、カナリヤのような警告の役割も果たさないが、種である以上は絶滅させてはならないという主張である。

これらの主張は、相互に排斥するものではない。総合して、種の保存は人類の義務だが、個体の保護は個人の善意にまかせるべきで、他人に強制できないというのが、大筋でもっとも正しい考え方だろう。

種の保存について理論的に重要なのは、「生物種は、人格ではないが、生存権を持つ」という主張と、「動物は、生存権をもつ人格である」という主張が、従来の権利主

体の概念と一致しないという問題である。

人格の概念には「相互性・責任性・対話性を発揮できる判断能力のある人間主体」という意味がある。権利の行使を委託したり受諾したりするという相互的コミュニケーションの可能性がないと、権利を守ることが何を守ることなのか分からない。これは安楽死の概念の発達と結びついている。生存権の内容が、「絶対的に延命措置をとる」という含みであるならば、本人の意志を確認する必要はないから、極端な場合に一時間の延命のために一千万円の費用をかけることも倫理的義務だということになる。ところが、安楽死の概念が発達してくると、本人の意志内容を確認することが、生存権を確立するための必要条件になる。生存権は、この面では高度の対話能力とリンクされ、動物の生存権とは一致させることができない方向に進んでいる。

権利概念の拡張については、無数の難問がからまつてくるが、問題の中心には「権利とは何か」ということの曖昧さがある。これをもっと解明しないと、この方面での環境倫理学は前進しないだろう。

途上国が反対した。また遺伝子資源の「国家主権に属する資源」という規定にアメリカが反対した。

まず最小限、やらなければならぬことは、どうしても保護しなくてはならない地域を「聖域」にして囲い込むことである。ガラパゴス島、オリノコ川やコンゴ河の流域、ギアナ高地のテーブル・マウンテン、マダガスカル島など、地球にはまだまだ「神様、あなたは芸術家だ」と叫びたくなるような別天地が残っている。

国際的な機関が、巨大な生態系をすっぽり包む地域を買い上げたり、「九九年間の信託統治」にしたりして、管理する。もちろん住民には十分な仕事を与えて、落ち着いた生活を保証する。それには莫大な費用がかかる。

五、環境と経済のジレンマ

ジュネーブの地球サミット準備事務局がまとめた環境保全行動計画「アジェンダ21」によると、環境対策費は二十一世紀初頭まで毎年一兆ドルである。その内で、先進国から途上国への援助に必要な額は現在のODAの二倍以上の一二五〇億ドルである。その二〇%を日本が負

私の見込みを言えば、「人格の生存権」と「生物種の保護義務」と「動物虐待の禁止」はすべて違った次元にあるもので、これを「生物の権利」という概念で一括して処理することはできない。文化財とか、生物種の優先的な保護については、従来の公共財産よりもずっと高い優先順位が与えられなければならないと思う。しかし、それを「権利」という概念にもちこんで混乱を引き起こすことは厳重に避けた方がよいだろう。

生物の保護や虐待防止については、実質的な議論を積み重ねるべきで、そのためにも「権利」という概念は不適切なのである。

いずれにせよ種の保存については、いまずぐ実効性のある対策を立てなければならない。ブラジルの環境サミットの前にナイロビの国連環境計画UNEPで行なわれた「生物学的多様性保護条約」交渉をめぐる問題では、条約は採択されたが、生態系保護区を指定する「グローバル・リスト」条項が削除された。先に述べた通り、開発途上国が、露骨に言えば自然破壊をする「国家としての主権」的権利を主張して、森林利用についての規制に

担すると二五〇億ドル、これは湾岸戦争の拠出金九〇億ドルの二・八倍である。アンケートによると日本では八三%が「環境保護のために生活を犠牲にしてよい」という。実際に増税という提案がされたとき、景気の冷却を心配する声の方が大きくなり、環境のための増税に世論が同意するかどうか。

世界は環境対策の経済的側面に関して、絶対に不可能なシナリオを書いている。環境を破壊して経済成長を達成しないと、環境保護のための費用が捻出できない。北の先進国で民主主義的な国ほど成長依存度が高い。世界は南北の格差を拡大しないと安定しない。逆成長と民主主義の抑制が環境に有利であると言えるかどうか。

北の国にとっては、結局は「どれだけ援助をだすか」という問題になってしまう。政治家にとっては、その財源を確保するためにどれだけ国民を説得できるかという問題になる。南の国の政治家にとっては、どれだけ援助を取って自分の政権を維持するかという問題である。北は環境という名目の援助が、開発という名前の自然破壊に利用されることを警戒するだろう。対外援助という総

合的な文脈のなかに環境という要因が投げ込まれ、環境もまた、世界の現実的な文脈の一部となり、環境だけは理想的合意が成り立つだろうという見込みはなくなったのである。

環境保護を実行に移そうとすれば、その財源が問題になる。石油、石炭、天然ガスに含まれる炭素に比例して税金を取り、環境対策費に当てるという案がヨーロッパで出されている。現在、考えられているのもっとも合理的な案であり、さまざまな修正は経るかもしれないが、結局は、炭素税と本質的に同じものを財源とせざるをえないだろう。

ところが炭素税の導入に産油国が反対する。これを「売春婦が売春禁止法に反対するようなものだ」と、ある環境ラディカリストが言ったが、産油国は売春婦と違って、石油消費国の死命を制するほどの力をもっている。「石油がなくてもひもじゅうない」と言える国はない。産油国の動向を先進国がどう受けとめるか。炭素税問題が、国内問題という限界を越えて、石油戦略と結びついた問題になってしまう。環境ラディカリストは、「石油は要

らない、環境を守れ」と主張するだろう。現実主義者は「適度の開発（石油利用）をしないと環境対策費を捻出できなくなる」と主張するだろう。そうすると「環境問題は当面棚上げして経済成長を持続すべきだ」という成長論者が世論をひっぱることになるかもしれない。環境が成長かという問題は、北の諸国にとっても深刻な問題になる。

問題の手筋は三つある。①成長を拒否して環境を守れ。これが環境ラディカリストの主張である。②成長を持続して環境を守れ。これが環境現実主義者の主張である。

③環境を犠牲にして成長を守れ。これが経済現実主義者の主張である。彼等は環境問題では徹底したベシミストである。環境保護を本気でやれば世界経済は過冷却になる。そうなれば現在の世界の最善のもの、たとえば生活の最低水準の向上とか、国際平和とかを犠牲にしなければならぬ。この巨大な犠牲と較べたら、オランダが水没する程度のこととは引き受けたらいいのだという主張である。

「地球サミット」で出た、さまざまな主張も、結局は、

この三つの手筋に対応する。

①環境ラディカリストは、世界銀行の援助を受けて開発がすすむと、南の国の内部での階級分化がすすんで、貧富の対立が激化すると主張する。したがって開発は、南の人民の利益になるような形にすべきであり、いわゆる近代化のための開発には反対する。南の国で人民民主主義革命を実現し、自然農法を中心とした、成長のない自然主義的社会主义を実現したいというロマンティックな信念をもつ人もいる。ともあれ、環境ラディカリストの多くは、南の人民の利益と人類全体の利益は一致すると信じている。あるラディカリストに「貴方のいう『南の人民』は本当に開発がきらいなのですか」と私がたずねたら、彼は「そのはずです」と答えた。

②環境現実主義は、アメリカを除く先進国の主張であり、「成長も、環境も」という虫のいいアピールから、環境保護が可能になる限度の成長は必要だという「環境保護のための成長」論まで、さまざまな態度が、このなかに含まれる。「成長も、環境も」という主張をする人に、「成長か、環境か」になったらどちらをとるかとなすね

ると、「あれか、これか」の発想法そのものが間違いで、「あれか、これかパラダイムではダメです」などという。

「成長が可能である限りでの、環境保護」という主張は、実は③「環境を犠牲にしても経済成長」という立場と変わらないのだが、自称環境現実主義者は環境ベシミスト（経済現実主義者）ほど誠実ではない。経済成長と環境保護の両テンピンが出来ると言い張る。彼等のなかでずるいのは「あれか、これか」が現実の構造には存在しないで、発想法とか、パラダイムとかの観念形式の選択の問題だと言ったぐいの主張をする。この手を使うと、「パイを保存するか、食べてしまうかの（あれか・これか）パラダイムは間違いであって、パイを食べるとともに保存するという発想法に立たなければならぬ」ということになる。

③経済現実主義の主張をするのは、アメリカだけではない。いわゆる南の諸国の主張も「環境保護よりも成長」という主張だから、経済現実主義だと言える。「環境破壊にわれわれの責任はない」という南の主張は、「われわれにも環境破壊をする権利がある。その権利を行使さ

せてくれたならば、確かにわれわれも環境保護クラブに加盟する義務がある。しかし、現在ではわれわれに環境保護の責任はない」という主張となる。彼等の「やりたいう事」をやって何が悪い」という自由主義は、アメリカの開拓精神にもつながっている。「フロンティア・エシックス」(開拓倫理)という言葉が、アメリカにある。荒野の自然を開拓し、人間化することは善だという倫理観である。南の国には恐らく生きた「フロンティア・エシックス」がある。

アメリカには「救命艇の倫理」(lifesaving boat ethics)という言葉もある。救命艇そのものの安全が第一優先順位をもつという考え方である。これは、しばしば先進国、とくにアメリカの利害の方が被援助国の利害に優先するという論点に利用される。環境問題よりもアメリカの利益(たとえばエイズ対策)の方が大事だ。石油の利権にからんだ正義ならば血を流して戦うが、すべての人類のためにアメリカ的生活を犠牲にすることはできない。

「野戦病院の三分法」という言葉もある。患者を三つに分類して、①処置をしても助からない者、②処置をす

れば助かる者、③処置をしなくても助かる者に分ける。当然、限られた資源は、②処置をすれば助かる者にだけ投下される。援助の効果を考えると、①処置をしても助からない者が見えてきたという気持ちに北の側に出てくるだろう。アフリカの象やジラフのために援助をするよりは、ソ連の援助の方が重要だ。コールさんはそう考えるだろう。環境ラディカリストが、世界銀行の融資によって環境破壊が促進されると主張すればするほど、環境という錦の御旗を掲げて援助の停止をすることができるようになる。人間が大量に餓死することが、環境にとって最善の解決方法であることは、生態学的に言えば真理だろう。

六、自然の内部の人間による観察と技術

経済問題や環境問題には、しかし、④処置をすれば助からないという第四の項目も存在するようだ。それは因果関係が複雑になり、対策を講ずる主体が、その対象に巻き込まれ、その一部分となっているという構造に由来するようだ。いままでの技術論では自明であった主体と

対象との距離が、このような問題領域では成り立たなくなる。

技術の発達には、原因と結果の間の関係、すなわち因果関係が見えなくなるといふ側面もある。大気汚染の原因は、すべての自動車であり、発電所であり、クーラーであり、フロンガス入りの化粧品であり、家畜のし尿の分解ガスであり、……と限りがない。技術が発達するといふことは、人間のすべての行為の因果関係が見えやすくなることではない。技術は、新しいブラック・ボックスを生み出し、人間に新しい悲劇を準備する。

技術の拡張が、その目的についての疑問を招くこともある。たとえば二〇〇グラムで生まれた人間の赤ちゃんが、育つようにする技術が開発されたならば、本当に育てることが善いのか、悪いのかが問題になる。身長を無限に伸ばす技術ができたなら、オリンピックは様がりするだろう。代理母の技術によって、子どもを産む下層階級と、子どもを産ませる上流階級という分解も起るだろう。

技術は、人間の可能性をひろげる。日本からロンドン

へ一日で行くことができるようになる。しかし、飛行機に事故があれば、一瞬のうちに数百名が死亡することもある。その事故の原因が、飛行機という機械の部品の数に比例するとしよう。飛行機が巨大化し、高速化すれば、事故率が高くなるはずである。いつか人間の脳のシナプスの数よりも多い巨大技術ができるだろう。しかし、その安全性は、何によって確保されるのだろうか。

するとスモール・イズ・ビューティフルという主張が出てくる。それをさらに進めるとこうなる。科学と技術という近代主義の所産が人類に悲劇を招いたのだから、科学と技術の根本前提である物質と靈魂、身体と精神のデカルト的な二元論のパラダイムを克服しなければ、環境問題の解決はできないと主張する人が出てくる。二元論を克服してアニミズムを復活させれば、森の木には靈魂が宿っているから、伐採したら死刑にするというような制度を作ることができるという。

たしかに木を切ったら死刑というような制度があれば、森林は守られるだろう。しかし、それは厳しすぎる。強制の限度は何かという問題が起こる。

開発はすべていけない、死刑にするぞという制度を作れば自然が守られるかもしれないが、肝心の人間の権利が守られない。自然保護と人間の権利の関係を取り決めるには環境倫理学が必要になる。開発しさえすればいい。作りさえすればいい。こういう技術のありかたは、もう許されない。だからといって、開発はすべていけないと言ったら、人間が生きていけないことになる。

人間が生き続けるために必要なこととしては、第一に人口抑制に成功しなければならない。

第二に、省エネルギーの技術を開発して、化石エネルギーから太陽エネルギーへの転換をしななければならぬ。

第三に、環境を破壊して達成される経済成長によって、環境対策の費用が提出されるという循環を脱却しなくてはならない。

第四に、地球規模で環境保護の基準を作成し、それを守る世界的な体制を作らなくてはならない。

これだけのことをするには、政治も経済も根本的な変化をこうむらざるをえなくなる。いままでは、無料で使

えるという原則だった大気圏とか、公海とか、さまざまな生態系とか、保護の対象となって、利用の際には、保護のための費用を払わなければならなくなる。これは経済の原則の大変動になるだろう。

これまで国民の自決権にゆだねられていた事柄が、国際管理の対象になる。産油国がいくら石油を売りたいくても売らせない、買わせないというような規制が起こる。これはいままでの国際関係のルールにはなかったことである。

世界全体で、国際関係と国内関係とが、だんだん類似してくる。これまで国内でしか使われなかった福祉、安全対策、資源保存のための規制が国際関係でも使われるようになる。環境はつねに国境の壁を越える。

たとえば、第一に、自然の生態系を保存する場合、どのような処置をしても、それが結局は、人工的な操作を加えることになる以上は、自然状態の保存にはならない。熱帯樹林のように、無数の品種の植物が緊密な相互依存の体系を組み立てている場合、どの部分を強化するとか、除去するとかの判断はつかない。ひとつの生態系が、ま

ったく類例のない相互依存体系を作っている場合に、実験的に保存や利用の可能性を追求することができるのか、どうかも、疑わしい。しかも、一度破壊された生態系は復元できない。対象の存在に一回性があり、反復的な実験がゆるされない。

また、第二に、文化人類学者が、未開社会に入り込んで調査する場合にも、彼が持ち込む眼鏡、テープレコーダー、タイプライターによって原始社会は汚染されてしまう。文化人類学者が原始社会の保存対策をするならば、まず彼等はフィールド・ワークをやめるべきである。彼等の観測、観察こそが、その対象を破壊してしまう。動植物の観察についても、同じことが言える。対象をなるべく破壊しないような観察方法を採用するという口実で実際には対象破壊が行なわれている。実験捕鯨と同じ欺瞞性が、あらゆる観察にある。要するに、対象に対する観測の独立性が成り立たない。

第三に、ハイエク流の「自生的秩序」についても、それを作り出すための人工的な措置は、「自生性」を破壊してしまふ。市場経済を「作り出す」という計画には、

本質的な失敗要因が存在する。それは「市場経済」が、「自生的」であって、けつして操作可能なものではないからだ。市場を理解するモデルとして、すべての個人が合理的なエゴイストであって、情報が関係する者の双方（たとえば、売り手と買い手）に同じ条件で平等に与えられ、個人間の取り決めに外部的な拘束がないというような、モデルを考えても、実際には、情報と権力を独占した政府機関という巨大な「個体」が存在するという条件のなかでは、モデルと現実のあいだのずれが大きい。しかも、市場モデルというのは、すでに出来上がっている、ある慣習的な生活のスタイルの反復、循環を前提としている。社会主義から、市場経済への移行のモデルは、市場モデルと同じようには考えられない。自由市場という生態系を人工的に作り出すということが、社会主義体制を作り出すという思想と同じ誤りを含んでいる。現実とシミュレーション・モデルとの落差が大きすぎて、（判断の一つの材料とすることはできても）実効的対処が問題になるとときには、そのシミュレーション・モデルが使えないにならないという点では、地球が温暖化したら海面が

三〇センチ上がるという話と同じである。シミュレーション・モデルが設定されるときに省略された情報の方が結果に対して強い影響力をもっているかもしれない。

シミュレーション・モデルが現実に対して、どの程度の適応力を持っているかを実験的に確かめようとしても、地球の生態系をなんども破壊してみても、最適値を発見するという実験的合理性が成り立たない。対象を観測すること自体が、対象から独立しては行えない。

だから、環境保護対策費を出すということが、環境保護に実際に役立つかどうかは、分からない。環境ラディカリストの主張どおりの対策を実行しても、結果がどう出るかは分からない。石油の消費を止めれば温暖化はストップするか。農薬を禁止した場合、人類の健康水準は良くなるのか。環境問題は、机の上のモデルで議論をすすめている内に、実行策を講じるというところまで来てしまった。「地球サミット」で実効的な案が可決されなかったことは幸いだったと言う人がある。それは理論から実践への転換にともなう理論そのものの見直しがまだ出来ていないからである。たとえば「温暖化」というモ

デルを理解することと、「温暖化防止」の対策をとるということの間には、情報の大きなギャップがある。

地球という生態系のなかに生きる人間という生き物が、さまざまな権力や、個人の欲望や、向こう見ずの野心家のうずまく政治と経済の現実を抱え込んだままで、その生態系の全体について、観察し、計画を立て、共同の合意に基づいて、ある目標を達成する行為を実行するとしたら、われわれの知性と意志はどのようになっていなければならないか。環境倫理学の直面する課題は、人類の存続が人間の理性の名誉にふさわしいような解決を得られるようなシステムを発見することにあると言ってもいいだろう。

(かとう ひさたけ・千葉大学文学部教授)